

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 23 日付鳥取県告示第 62 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向 477 の 13
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向 477 の 16
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 763
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 772
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 773
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 778
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 782
小椋武十郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 787
山本 潔	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 789
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 790
磯江由美子	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 7
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 8
末次由美子	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 18
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 815
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 816
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 818
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 819
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 2
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 4
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 5
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 9
山本 房子	〃

小椋甚五郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 10
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 15
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 16
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 17
小椋 一男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 18
小椋吉太郎	〃
小椋 虎吉	〃
小椋 光治	〃
小椋 好玄	〃
小椋 幸恵	〃
小椋 行一	〃
小椋 高男	〃
小椋 初枝	〃
小椋 清富	〃
小椋 忠治	〃
小椋 峯三	〃
小椋 竜蔵	〃
小椋 一男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 19
小椋吉太郎	〃
小椋 虎吉	〃
小椋 光治	〃
小椋 好玄	〃
小椋 幸恵	〃
小椋 行一	〃
小椋 高男	〃
小椋 初枝	〃
小椋 清富	〃
小椋 忠治	〃
小椋 峯三	〃
小椋 竜蔵	〃
小椋 幸江	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 33
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 36
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 66

小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 70
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 71
吉野 嘉明	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 73
塩谷 義和	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 75
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 81
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 95
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 98
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 111
〃	東伯郡三朝町大字木地山字塚ノ本脇 831 の 2
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字塚ノ本脇 831 の 6
山本 房子	〃
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 903
小椋 克彦	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 3
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 4
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 6
山本 房子	〃
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 10
〃	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 17
小椋 克彦	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 18
小椋 智好	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 21
〃	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 31
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 905
小椋 勝蔵	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 906
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 908
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 909
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 955
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 956
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 957
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 958 の 2
山本 房子	〃
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 1
小椋 幸恵	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 7
小椋 勝蔵	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 18

小椋 幸江	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 25
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 32
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 6
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 9
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 12
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 13
小椋 好玄	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 17
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 22
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 28
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 29
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 30
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 38
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 40
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1019 の 13
〃	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1022
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1027
小椋 太市	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1028
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1034
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1236 の 1
小椋 勝	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1237 の 1
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1238
小椋 勝	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 5
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 8
小椋 フジ	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 22
足羽 伸二	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 25
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 35

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 三朝町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課